

改訂：令和2年6月17日

県内事業者事業継続推進事業 (新型コロナウイルス感染症に係る支援策)

募集要領

〔受付期間〕

令和2年5月15日(金)から8月31日(月)まで
※8月31日(月)の消印有効です

〔申請方法〕

郵送による提出
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

〔申請先〕

産業・業種により異なります。P19~20を参照してください。

〔お問い合わせ先〕

- ・制度に関する全般的な事項のお問い合わせ
支援本部相談窓口
TEL 073-441-3301 (9:00~17:45 平日および6月末まで土日対応)
FAX 073-422-2211
- ・詳細な申請内容に関するお問い合わせ
産業・業種により異なります。
P19~20の申請先 (9:00~17:45 平日のみ)

令和2年5月
和歌山県

目 次

I	目 的	3
II	補助事業の内容	3
1.	補助の対象者	3
2.	補助対象事業	6
3.	補助事業期間	7
4.	補助対象経費	7
5.	補助金の額	8
III	交付申請手続	9
1.	受付期間	9
2.	申請方法	9
3.	申請先	9
4.	申請手続・提出書類	9
	(ア) 交付申請の日において既に完了（支払まで完了）している事業	10
	(イ) 交付申請の日において未了である（まだ完了していない）事業	12
IV	留意事項	16
参考 1		17
参考 2		18
【申請先】		19

I 目的

「県内事業者事業継続推進事業」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業等の事業継続を幅広く支援するための補助制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上高を回復させるため、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために実施する事業に対して、予算の範囲内で補助を行います。

II 補助事業の内容

1. 補助の対象者

以下の全ての要件に当てはまる者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者が対象となります。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者その他これらと同等と認められる者（中小企業等）
- ② 県内に事務所又は事業所を有する者
- ③ 令和2年2月から5月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて20%以上減少した者（令和元年5月2日以降に開業した者は、新規開業特例（P5参照）により計算）

※中小企業等の範囲

・「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者」とは、次のとおりです。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

いずれの業種に分類されるか等の詳細については、P17 参考 1 及び下記ホームページを参照してください。

「中小企業庁ホームページ」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

- ・個人事業主も含まれます。
- ・「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者」でない団体（NPO法人、一般社団法人等）であっても、事業収入（売上）を得ており、上記の表に当てはめて、資本金（相当）額や従業員数の要件を満たせば、「同等と認められる者」として対象となります。

※補助の対象外となる者

中小企業等に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する者は補助の対象とはなりません。

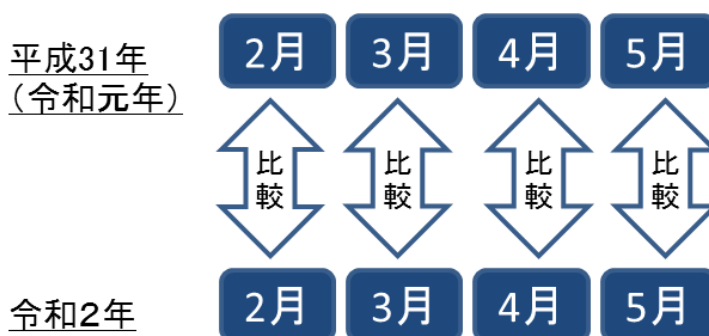
- (1) 次のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）である者
 - ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (4) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（P18 参考 2 参照）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政党その他の政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138条）第3条第1項の許可を受けている組織又は団体であって、宿坊等を運営するもの¹を除く）
- (8) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

¹ 宿坊等を運営する組織又は団体については、当該宿坊等の運営にかかる事業のみを対象とします。

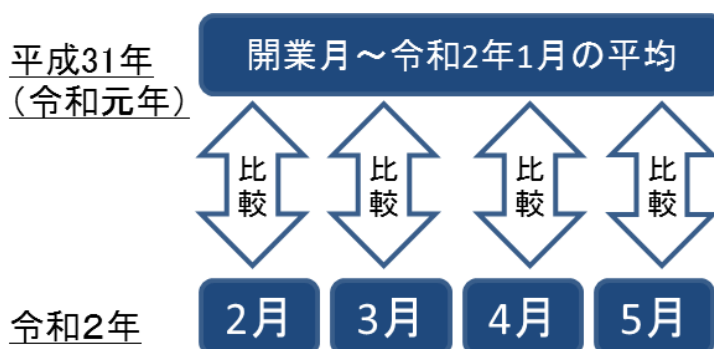
※売上高の判断基準

「令和2年2月から5月までの期間におけるいずれかの月の売上高が、前年同月等と比べて20%以上減少した者」に該当するかどうかは、次により判断してください。

- ① 令和元年5月1日以前に開業した者
- ・売上台帳等に基づき、各月の売上高を比較してください。
 - ・いずれかの月で売上高が20%以上減少していれば対象となります。



- ② 令和元年5月2日以降に開業した者（新規開業特例）
- ・売上台帳等に基づき、開業日の属する月から令和2年1月までの各月の売上高を合計し、営業月数で割ってください（同期間の月平均売上高を算出してください。）。
 - ・算出した月平均売上高と、令和2年2月から5月の各月の売上高を個別に比較してください。
 - ・いずれかの月で売上高が20%以上減少していれば対象となります。



*本店又は主たる事務所が県内にある中小企業等は、企業等の全体の売上高で比較してください。

*本店又は主たる事務所が県外にある中小企業等は、県内拠点分の売上高のみで比較してください。

2. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上高を回復させるため、又は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために実施する、次の事業が対象です。

- ① 事業継続のための事業
- ② 危機的状況乗り越えるための事業
- ③ 安全・安心を確保するための事業

ただし、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 補助対象経費（補助事業の実施に要する経費で、消費税及び地方消費税を除いた額）の総額が 30万円以上であること。
- イ 国の補助金²及び県による他の補助金を充当しないものであること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、新たな取組を行うものであること。

※各事業の詳細

- ・各事業の趣旨及び例示は、次のとおりです。
- ・趣旨に合致する事業であれば、例示以外の事業でも対象となります。

① 事業継続のための事業

（趣旨）

販路開拓、生産性の向上等、新型コロナウイルス感染症の収束後においても事業を継続するための新たな取組

（例示）

- ・飲食店メニューの多言語化
- ・レジのキャッシュレス対応
- ・ネット販売システムの構築

② 危機的状況乗り越えるための事業

（趣旨）

売上向上や消費喚起等、新型コロナウイルス感染症による影響を打破するための新たな取組

² 国の補助金を財源として、国以外の機関から交付されるものを含む

(例示)

- ・飲食店の売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入
- ・工場における製造品の転換
- ・新商品の開発

③ 安全・安心を確保するための事業

(趣旨)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための新たな取組

(例示)

- ・事務所における空気清浄機の設置
- ・商用車へのアクリルパーテーションの設置
- ・サーモグラフィーの購入
- *マスクの購入は不可

3. 補助事業期間

令和2年4月1日（水）～令和2年12月31日（木）

- *上記の期間内であれば、既に実施した事業も対象になります。
- *期間最終日まで事業を実施の上、経費の支払先への支払まで完了してください。
- *本事業は、喫緊の課題に対応するものであるため、期間最終日にかかわらず、早期の事業実施を目指してください。

4. 補助対象経費

補助事業の実施に必要な経費は対象となります。
ただし、マスクの購入経費は対象外です。

- *次の経費は、「補助事業の実施に必要な経費」となりません。
 - ・事業を実施しない場合でも必要となる固定経費（給料、家賃等）
 - ・事業の実施に関係の無い経費（借入金の返済・利払い、接待費等）
 - ・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

5. 補助金の額

補助対象経費の2／3以内（ただし、上限100万円）

- * 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。
- * 補助事業期間内に事業を実施し、経費支払先に支払が完了した経費のみ対象となります。
- * 千円未満は切り捨てとなります。

Ⅲ 交付申請手続

1. 受付期間

令和2年8月31日（月）まで（消印有効）

2. 申請方法

郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください）

3. 申請先

業種等により、申請先が異なります。詳細は、19～20 ページを参照してください。なお、申請は法人（個人事業主の場合は個人）単位で行ってください。

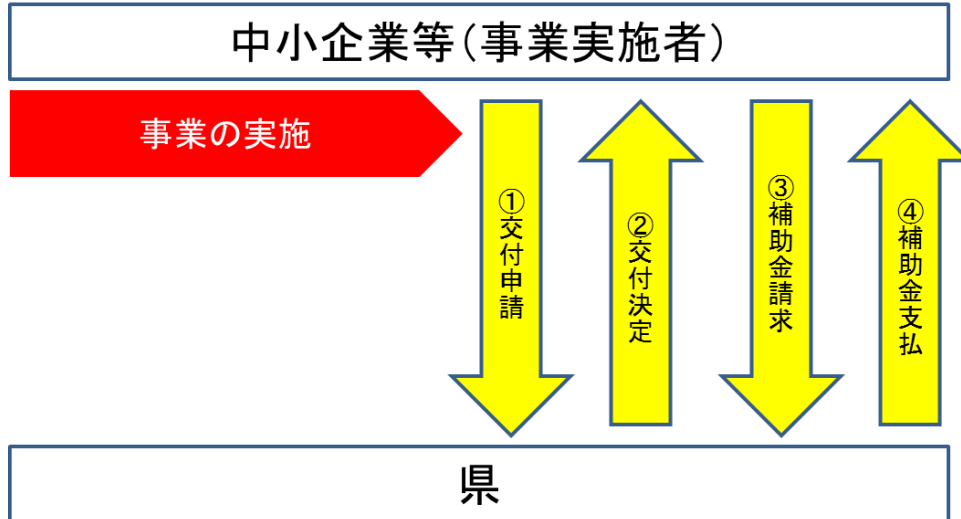
* 1法人（1個人）につき、1回限りの申請となります。

* 複数の事業を行う（例：①事業継続のための事業と③安全・安心を確保するための事業の両方を実施する）場合でも、1法人につき上限100万円となります。

4. 申請手続・提出書類

「交付申請の日において既に完了（支払まで完了）している事業」と、「交付申請の日において未了である（まだ完了していない）事業」で、申請手続や提出書類が異なります（次ページ以降を参照してください。）。

(ア) 交付申請の日において既に完了（支払まで完了）している事業



① 交付申請

上記受付期間内（令和2年8月31日（月）まで）に、交付申請を行ってください。提出書類は次のとおりです。

- 1) 和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付申請書
 - *銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の全てが確認できる通帳の写しを添付してください。
- 2) 事業結果概要書（その1）〔別記第1号様式〕
- 3) 収支決算書〔別記第2号様式〕
- 4) 事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類
 - *法人等は、直近の確定申告書別表第一（收受日付印押印のもの）の写しを提出してください。e-Taxによる申告を行った場合で、收受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。
 - *個人事業主は、直近の確定申告書第一表（收受日付印押印のもの）の写しを提出してください。e-Taxによる申告を行った場合で、收受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。
 - *開業後、まだ確定申告を行っていない場合は、法人等は「法人設立届出書」（税務署受付印押印のもの）の写し、個人事業主は「個人事業の開業・廃業届出書」（税務署受付印押印のもの）の写しを提出してください。
- 5) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類
 - *令和2年2月から5月のうち、売上高が前年同月と比べて20%以上減少した月の「売上台帳等」（平成31年（令和元年）分と令和2年分の両方）を提出してください。
 - *令和元年5月2日以降に新規開業した者については、減少率が20%

以上減少した月の令和2年分の「売上台帳等」と、開業日の属する月から令和2年1月までの全ての月の「売上台帳等」を提出してください。

*「売上台帳等」は、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータがその月の事業収入であることを確認できる資料（●年●月と明記されている等）を提出してください。

6) 経費の精算根拠が確認できる書類

*各経費の領収書、振込明細書等（日付、申請者名、使途、金額がすべて明記されたもの。写し可。）を提出してください。

*「収支決算書」に記載した「内容」の項目毎に整理の上、提出してください。

*精算根拠が確認できない経費は、補助金の対象外となります。

7) 誓約書〔別記第3号様式〕

8) 役員名簿（法人の場合）〔別記第4号様式〕

9) チェックリスト（その1）

*上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

② 交付決定

申請された書類を審査の上、交付決定通知を行います。

*提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

*書類の内容を確認するために、事務所や事業所の現地調査を行う場合があります。

*申請が殺到する等の理由により、交付申請から交付決定まで時間を要する場合があります。

③ 補助金請求

和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付請求書を提出してください。提出先は、交付申請時の申請先と同じです（郵送）。

*交付決定後、速やかに提出してください。

*請求額は、交付決定通知に記載された金額です。

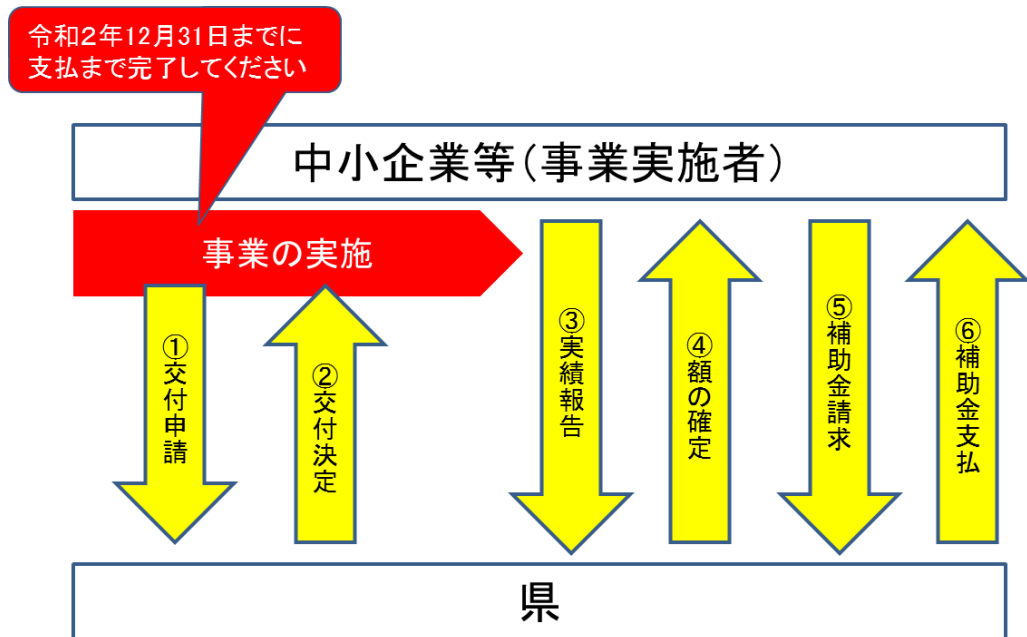
*振込先口座は、申請者名義のものとしてください。

*交付請求書が届かない場合は、補助金を支払うことができません。

④ 補助金支払

交付請求書に記載された口座にお支払いします。

(イ) 交付申請の日において未了である（まだ完了していない）事業



① 交付申請

上記受付期間内（令和2年8月31日（月）まで）に、交付申請を行ってください。提出書類は次のとおりです。

- 1) 和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付申請書
【*銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の全てが確認できる通帳の写しを添付してください。】
- 2) 事業計画書〔別記第5号様式〕
【*同計画書内に記載する「事業実施（予定）期間」内に事業を完了（支払まで完了）していただく必要があります。】
- 3) 収支予算書〔別記第6号様式〕
【*同予算書記載の「内容」の項目は後から追加することができません。
*同予算書の「合計額」の範囲内で事業実施していただく必要があります。】
- 4) 事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類
【*法人等は、直近の確定申告書別表第一（収受日付印押印のもの）の写しを提出してください。e-Taxによる申告を行った場合で、収受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。
*個人事業主は、直近の確定申告書第一表（収受日付印押印のもの）の写しを提出してください。e-Taxによる申告を行った場合で、収受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。
*開業後、まだ確定申告を行っていない場合は、法人等は「法人設立届出書」（税務署受付印押印のもの）の写し、個人事業主は「個人事業の

「開業・廃業届出書」(税務署受付印押印のもの)の写しを提出してください。

5) 売上高が前年同月等と比べて20%以上減少したことが確認できる書類

* 令和2年2月から5月のうち、売上高が前年同月と比べて20%以上減少した月の「売上台帳等」(平成31年(令和元年)分と令和2年分の両方)を提出してください。

* 令和元年5月2日以降に新規開業した者については、減少率が20%以上減少した月の令和2年分の「売上台帳等」と、開業日の属する月から令和2年1月までの全ての月の「売上台帳等」を提出してください。

* 「売上台帳等」は、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータがその月の事業収入であることを確認できる資料(●年●月と明記されている等)を提出してください。

6) 経費の積算根拠が確認できる書類

* 見積書、領収書、ホームページやカタログ等(写し可)、各経費の積算根拠が確認できる書類を提出してください。

* 「収支予算書」に記載した「内容」の項目毎に整理の上、提出してください。

7) 誓約書〔別記第3号様式〕

8) 役員名簿(法人の場合)〔別記第4号様式〕

9) チェックリスト(その2)(※「1. 交付申請書類」の部分のみ)

* 上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

② 交付決定

申請された書類を審査の上、交付決定通知を行います。

* 交付決定前でも、交付申請時に提出した「事業計画書」の「事業実施(予定)期間」内であれば、事業着手が可能です。

* 提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

* 交付決定後に、事業内容を変更することはできません。

* 申請が殺到する等の理由により、交付申請から交付決定まで時間を要する場合があります。

○ 事業の実施

交付申請時に提出した「事業計画書」に記載の「事業実施(予定)期間」内に事業を完了(支払まで完了)してください。

- *経費の支払先への支払まで完了しないと、事業完了とはなりません。
- *交付申請時に提出した「事業計画書」の内容に基づき、事業を実施してください。交付決定後に事業内容を変更することはできません。
- *交付申請時に提出した「収支予算書」記載の「内容」の項目は追加できません。
- *交付申請時に提出した「収支予算書」記載の合計額の範囲内で事業を実施してください。なお、合計額の範囲内であれば、各「内容」の経費の増減（数量、単価の増減）は可能です。

③ 実績報告

事業完了後、実績報告を行ってください。提出書類は次のとおりで、提出先は、交付申請時の申請先と同じです（郵送）。

- *実績報告書等は、原則、事業完了後 30 日以内に提出してください。
- *最終受付日は、令和3年1月29日（金）とし、それ以降の提出となった場合は、原則、補助金の交付は行いません。

- 1) 和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金実績報告書
- 2) 事業結果概要書（その2）〔別記第9号様式〕

*「事業実施期間」は、交付申請時に提出した「事業計画書」記載の「事業実施（予定）期間」内としてください。

- 3) 収支決算書〔別記第2号様式〕

*「内容」の項目は、交付申請時に提出した「収支予算書」記載の「内容」から追加できません。

*合計額は、交付申請時に提出した「収支予算書」記載の合計額の範囲内としてください。

- 4) 経費の精算根拠が確認できる書類

*各経費の領収書、振込明細書等（日付、申請者名、使途、金額がすべて明記されたもの。写し可。）を提出してください。

*「収支決算書」に記載した「内容」の項目毎に整理の上、提出してください。

*精算根拠が確認できない経費は、補助金の対象外となります。

- 5) チェックリスト（その2）（※「2. 実績報告書類」の部分のみ）

*上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

④ 額の確定

提出された書類を審査の上、額の確定通知を行います。

- *提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。
- *書類の内容を確認するために、事務所や事業所の現地調査を行う

場合があります。

⑤ 補助金請求

和歌山県県内事業者事業継続推進事業費補助金交付請求書を提出してください。提出先は、交付申請時の申請先と同じです（郵送のみ）。

- * 額の確定通知後、速やかに提出してください。
- * 請求額は、額の確定通知書に記載された金額です。
- * 振込先口座は、申請者名義のものとしてください。
- * 交付請求書が届かない場合は、補助金を支払うことができません。

⑥ 補助金支払

交付請求書に記載された口座にお支払いします。

IV 留意事項

- * 各書類への押印について、法人にあつては、社印ではなく、代表取締役印等の代表者印を押印してください。

- * 各提出書類の提出部数は、1部となります。
なお、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。

- * やむを得ず事業を取りやめる場合は、速やかに事業廃止（中止）申請書を提出してください。

- * 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、令和8年3月31日まで保管する必要があります。

- * 本事業により取得した施設、設備等について、知事の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、事業実施者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。

- * 補助金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、和歌山県補助金等交付規則に基づき、補助金を返還していただきます。

参考 1

業種分類の判断基準

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類(*)上の分類
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	下記以外の全て
②卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
③サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

(*) 総務省が所管する日本標準産業分類

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02touka_tsu01_03000023.html

参考 2

国、法人税法第2条第5号に規定する公共法人
(補助の対象外となる法人)

名 称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
地方税共同機構	地方税
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三百十二号)

【申請先】

産業・業種名		部名	課室名	電話番号
鉄鋼関係		商工観光労働部	企業振興課	073-441-2760
電機関係			企業振興課	073-441-2757
石油関係			企業振興課	073-441-2757
一般機械			企業振興課	073-441-2760
輸送機械			企業振興課	073-441-2760
精密機械・金属			企業振興課	073-441-2760
電気・電子			企業振興課	073-441-2757
化学			企業振興課	073-441-2757
情報通信(情報サービス)			企業振興課	073-441-2760
繊維・衣料			企業振興課	073-441-2757
家庭用品・和雑貨			企業振興課	073-441-2757
漆器			企業振興課	073-441-2757
家具			企業振興課	073-441-2757
建具			企業振興課	073-441-2757
皮革			企業振興課	073-441-2757
食料・飲料			企業振興課	073-441-2841
エネルギー(バイオマスを含む)			産業技術政策課	073-441-2354
印刷業			商工振興課	073-441-2742
・流通(卸売業・小売業) ・サービス			①商工振興課	073-441-2740
※本社所在地により申請先が異なるので、ご注意ください。				
①商工振興課 和歌山市		②産業技術政策課	073-441-2354	
②産業技術政策課 海南市、海草郡、橋本市、 伊都郡、岩出市、紀の川市、 有田市、有田郡		③企業立地課	073-441-2748	
③企業立地課 御坊市、日高郡、田辺市、 西牟婁郡、新宮市、東牟婁郡、 県外本社				
観光集客(宿泊業など)		観光振興課	073-441-2775	
		観光交流課	073-441-2789	
人材派遣		労働政策課	073-441-2790	
運輸	鉄道	総合交通政策課	073-441-2343	
	バス事業	総合交通政策課	073-441-2343	
	タクシー・自動車 運転代行業	総合交通政策課	073-441-2343	
	貨物物流	総合交通政策課	073-441-2343	
	旅客海運業	総合交通政策課	073-441-2343	
不動産		地域政策課	073-441-2423	
情報通信(通信)		情報政策課	073-441-2407	

産業・業種名		部名	課室名	電話番号
産業廃棄物		環境生活部	循環型社会推進課	073-441-2692
クリーニング・理容・美容・公衆浴場業			食品・生活衛生課	073-441-2620
飲食業			食品・生活衛生課	073-441-2622
福祉・介護サービス	高齢者サービス(施設)	福祉保健部	長寿社会課	073-441-2519
	高齢者サービス(在宅)		介護サービス指導室	073-441-2527
	障害者支援		障害福祉課	073-441-2537
	児童福祉(施設)		子ども未来課	073-441-2492
医療	病院・診療所 薬局・製薬	医務課	073-441-2600	
		薬務課	073-441-2661	
農業	果樹生産	農林水産部	果樹園芸課	073-441-2903
	野菜・花き生産		果樹園芸課	073-441-2903
	畜産業		畜産課	073-441-2923
	農業生産資材、 農薬肥料等		農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
林業	素材生産・販売	農林水産部	林業振興課	073-441-2969
	製材・木材加工		林業振興課	073-441-2968
	紀州備長炭等 特用林産物		林業振興課	073-441-2991
水産業	漁船漁業	農林水産部	水産振興課	073-441-3000
	養殖漁業		水産振興課	073-441-3000
	遊漁船業		資源管理課	073-441-3013
食料品・飲料製造販売	水産加工	農林水産部	水産振興課	073-441-3000
	果実加工		食品流通課	073-441-2819
	菓子製造		食品流通課	073-441-2815
	漬物製造		食品流通課	073-441-2811
	調味料製造(みそ・醤油)		食品流通課	073-441-2811
	酒類製造		食品流通課	073-441-2819
建設業	土木工事	農林水産部	技術調査課	073-441-3080
	造園		都市政策課	073-441-3231
	建築工事		公共建築課	073-441-3243
測量・設計業(土木)		県土整備部	技術調査課	073-441-3082
測量・設計業(建築)			建築住宅課	073-441-3184
建設資材関係			技術調査課	073-441-3083
海運業・倉庫業			港湾空港振興課	073-441-2420

上記の内、誘致企業	商工観光労働部	企業立地課	073-441-2748
上記以外の産業・業種	商工観光労働部	商工観光労働総務課	073-441-2725

- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・郵送の際は、「〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 和歌山県庁●課(室)(※上記のうち該当するものを記載)宛」としてください。
- ・送料は、申請者側のご負担でお願いします。その際に料金の不足が生じないようご注意ください。
- ・上記電話番号へのお問い合わせは、9:00~17:45(平日のみ)となります。